酪農経営支援総合対策事業実施要綱

平成28年3月31日付け27農畜機第5575号 平成28年5月9日付け28農畜機第7 5 5号 一部改正 一部改正 平成28年5月9日付け28農畜機第8 5 2号 平成28年7月7日付け28農畜機第1934号 一部改正 一部改正 平成28年10月7日付け28農畜機第3479号 一部改正 平成28年10月7日付け28農畜機第3633号 一部改正 平成28年10月21日付け28農畜機第3693号 平成29年3月28日付け28農畜機第6406号 一部改正 平成29年6月28日付け29農畜機第1816号 一部改正 一部改正 平成29年8月9日付け29農畜機第2697号 一部改正 平成30年3月16日付け29農畜機第6668号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

また、平成28年熊本地震の発生、平成28年8月から9月の台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号(以下「平成28年台風7号等」という。)による大雨等、平成29年の梅雨期(6月7日から7月27日)における豪雨及び暴風雨(以下「平成29年梅雨期豪雨」という。)並びに平成29年11月から平成30年3月までの間における数度にわたる大雪(以下「平成29年度大雪」という。)により被災した酪農家を緊急に支援する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、 乳用後継牛の緊急的な確保、酪農家に代わり搾乳、飼料生産等を行う者(以下「酪農ヘルパー」という。)による経営安定化の推進、乳用牛能力向上の推進、生乳流通体制の合理化の推進、女性・リタイア世代等就農定着等の推進及び生乳需要基盤の確保を図るための事業並びに被災した酪農家の経営継続のための取組を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。 この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」(平成26年3月31日付け25農畜機第5376号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業の種目

この事業の種目は以下のとおりとし、事業実施主体、事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手続等については、事業の種目ごとに別添に定めるものとする。

1 乳用後継牛緊急確保事業

酪農生産基盤の強化を図るため、地域の実情に応じて生産者集団等が行う後継牛を確保するための取組、育成牛の事故率を低減するための取組、乳用牛の供用期間の延長を支援するための取組、地域の担い手となる後継者等の確保のための取組、地域内での乳用牛の円滑な継承のための取組、地域内での乳用育成牛の流通を促進するための取組、猛暑等にも対応可能な繁殖・飼養・衛生管理技術の向上等のための取組等に対して支援する事業とし、別添1のとおりとする。

2 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現及び担い手の確保を図るため、酪農の担い手となる酪農へルパー人材育成支援、酪農家の傷病時における酪農へルパーの利用(以下「傷病時の利用」という。)の円滑化及び酪農へルパーの出役を請け負う事業(以下「酪農へルパー事業」という。)を実施する酪農へルパー利用組合の強化等を総合的に推進するための取組に対して支援する事業とし、別添2のとおりとする。

3 乳用牛能力向上事業

生涯生産性に優れた遺伝的能力の高い乳用牛の確保を図るため、遺伝的能力の向上及び生産者集団等が都府県の酪農家に優良な乳用牛の貸付を行うための取組等に対して支援する事業とし、別添3のとおりとする。

4 生乳流通体制合理化推進事業

生乳の流通コストの削減を図り酪農経営の収益性の改善を図るため、加工原料乳生産者補給金暫定措置法(昭和40年法律第112号)第5条に定める指定生乳生産者団体(以下「指定団体」という。)及び関係団体が一体となって生乳流通の合理化を検討・計画し、生乳流通の合理化に資する機械装置の整備を行う取組及び緊急時の搾乳の継続

を検討・計画し、非常用電源及び乳温記録システムの整備を行う取組 に対して支援するための事業とし、別添4のとおりとする。

5 女性・リタイア世代等就農定着等推進事業

酪農の担い手となる女性・リタイア世代等の就農を図るため、交流 ネットワークの構築、就農促進等の取組に対して支援するための事業 とし、別添5のとおりとする。

6 生乳需要基盤確保事業

国産牛乳乳製品の需要創出等を通じて生乳需要基盤の確保を図るため、新たな生乳需要創出、酪農に対する理解醸成及び生産者が自ら作る牛乳乳製品の価値向上等に係る取組に対して支援するための事業とし、別添6のとおりとする。

7 災害緊急支援対策事業

災害により被災した酪農経営の安定的な経営継続を図るため、簡易 牛舎の整備等、緊急的な乳用牛の避難、乳用牛の導入、被災した牛舎、 飼養管理の附帯施設・機械の補改修等、乳房炎防止のための取組等に 対して支援する事業とし、別添7のとおりとする。

第2 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定めるものとする。

附 則(平成28年3月31日付け27農畜機第5575号)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 酪農経営安定対策補完事業実施要綱(平成23年4月1日付け 22 農畜機第4555号。以下「旧要綱」という。) は廃止する。
- 3 旧要綱別添1の第6の4の進捗状況報告、5の事業の実績報告、6の 消費税及び地方消費税の取扱い並びに第7の帳簿等の整備保管等は、な お従前の例によるものとする。
- 4 旧要綱別添1の第2の1の(1)のアからエの規定により実施した研修は、この要綱の別添2の第2の1の(1)のアからエの規定による研修として継続して実施することができるものとする。この場合、継続して実施できる期間の通算は、この要綱の別添2の別表に規定する研修の期間の範囲内とする。
- 5 旧要綱別添2の第6の4の事業の実績報告、5の消費税及び地方消費 税の取扱い並びに第7の帳簿等の整備保管等は、なお従前の例によるも のとする。

- 6 酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業実施要綱(平成27年4月1日付け26農畜機第5900号)第2の1の(1)のア、同1の(1)のウからオ、酪農生産基盤維持緊急支援事業実施要綱(平成26年4月1日付け25農畜機第5657号)第2の1の(1)のイ、同1の(3)から(5)及び酪農生産基盤回復緊急支援事業実施要綱(平成25年4月1日付け24農畜機第5457号)第2の1の(2)の規定により取得した財産を生産者集団等が構成員に貸付ける場合の取扱いについては、要綱別添1の第8の規定を適用するものとする。
- 7 平成28年熊本地震の被害により、市町村から畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面を受けた者の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用(搾乳作業等に限る。)にあっては、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の3の(4)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成28年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。
- 8 平成28年台風第7号等の被害により、市町村から畜産関連施設(6 次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者等の別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用(搾乳作業等に限る。)にあっては、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3の3の(4)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用についても負担軽減できるものとする。ただし、平成28年度における酪農ヘルパーの利用に限るものとする。
- 9 別添1の第2の1の(5)のイの事業の実施に当たっては、粗飼料確保緊急対策事業実施要綱(平成28年10月7日付け28農畜機第3527号)第2の2の事業対象となった代替粗飼料を重複して申請することはできないものとする。
- 10 平成28年台風第7号等により被害があった地域にあっては、別添 1の第3の4の(7)のイ中の(ア)のA、(イ)のaのA及びC並びに (イ)のbのA及びCの規定において「平成27年度」とあるのは「平 成27年4月1日から平成27年8月15日」と、「平成28年度」とあ るのは「平成28年4月1日から平成28年8月15日」と読み替える ことができるものとする。
- 11 平成29年梅雨期豪雨の被害により、市町村から畜産関連施設(6 次産業化関連施設を除く。)の被害を証明する書面の交付を受けた者等の 別添2の第2の2の酪農ヘルパーの利用(搾乳作業等に限る。)にあって は、別表の2の補助率を負担軽減額の3分の2以内とし、また、同第3 の2の(5)のイの(ア)の規定にかかわらず、1日以上の利用につい

ても負担軽減できるものとする。ただし、平成29年度における酪農へ ルパーの利用に限るものとする。

附 則(平成28年5月9日付け28農畜機第755号) この要綱の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月 14日から適用するものとする。

附 則(平成28年5月9日付け28農畜機第852号)

- 1 この要綱の改正は、平成28年5月9日から施行する。ただし、別添7の第2の1の事業については、平成28年4月14日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業について、平成28年4月14日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業(平成28年熊本地震緊急支援対策事業)補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則(平成28年7月7日付け28農畜機第1934号) この要綱の改正は、平成28年7月7日から施行し、平成28年4月 1日から適用するものとする。

附 則(平成28年10月7日付け28農畜機第3479号)

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8 月16日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添7の第2の事業については、この 要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業のうち平成28年台風第7号等に係る事業について、平成28年8月16日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)補助金交

付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則(平成28年10月7日付け28農畜機第3633号) この要綱の改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8月 16日から適用するものとする。

附 則(平成28年10月21日付け28農畜機第3693号)

- 1 この要綱の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成 28年9月17日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添7の第2の事業については、この 要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業のうち平成28年台風第 16号による被災に係る事業について、平成28年9月17日から補助 金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事 業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)1 4の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、 別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業) 補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記 入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業 実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交 付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の 上で行うものとする。

附 則(平成29年3月28日付け28農畜機第6406号)

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に実施した別添1、別添3及び別添7の事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。
- 3 改正前の要綱別添2の第2の1の(1)の工の規定により実施した研修及びキの規定により実施した住宅・通勤手当の交付を継続して実施する場合にあっては、実施期間の通算は、改正後の要綱の別添2の別表に規定する研修の期間の範囲内とする。

附 則(平成29年6月29日付け29農畜機第1816号)

この要綱の改正は、平成29年6月29日から施行する。

附 則(平成29年8月9日付け29農畜機第2697号)

- 1 この要綱の改正は、平成29年8月9日から施行し、平成29年6月 7日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添7の第2の事業については、この 要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添 7 の第 2 の 1 の事業のうち平成 2 9 年梅雨期豪雨による被災に係る事業について、平成 2 9 年 6 月 7 日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成 1 5 年 1 0 月 1 日付け 1 5 農畜機第 4 8 号 1) 1 4 の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第 1 号の酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

附 則(平成30年3月16日付け29農畜機第6668号)

- 1 この要綱の改正は、平成30年3月16日から施行し、平成29年 11月1日から適用するものとする。
- 2 この要綱の改正以前に実施した別添7の第2の事業については、この 要綱による改正前の規定はなお効力を有するものとする。
- 3 この要綱の改正後の別添7の第2の1の事業のうち平成29年度大雪による被災に係る事業について、平成29年11月1日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業(災害緊急支援対策事業)補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。